

# 産前産後期間の国民年金保険料が 免除になります！

## ○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

## ○産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は国民年金保険料を納付したものと  
して老齢基礎年金の受給額に反映されます。

## ○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

※厚生年金に加入している方の産前産後休業期間中の保険料免除については、勤務先にお問い合わせください。

## ○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。（出産後でも届出可能。）

## ○届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

制度詳細や必要な持ち物は国民年金担当窓口にお問い合わせください。



忘れずに手続きを  
しましょう。